



長岡版

発行編集 長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

2023年 7月3日
第2152号

インボイスの実施中止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税を止めよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

関原支部が支部総会・学習会・懇親会を開催 本則課税・簡易課税とインボイス「2割特例」を考える

7月9日(日)の長岡民商定期総会に向け、関原支部は6月16日、支部総会・学習会・懇親会を行いました。先日の長岡市議選で当選した服部耕一市議(日本共産党)も駆けつけ、合わせて7人が参加しました。

支部総会では、1年の支部活動を振り返り、次年度の支部役員を選出しました。

引き続き行った学習会では本則課税と簡易課税の違い、インボイスの「2割特例」について学びました。

「2割特例」は、免税事業者からインボイス発行事業者(II課税事業者)になる事業者を対象とし、これを適用すれば、納税額が売上税額の2割となるものです。場合によっては納税額が少なくなるため、政府は「支援」と宣伝しています。しかし、次のような問題があるため、まやかしに過ぎません。

- ① これまで免税されていた消費税を支払わなければならないこと。
- ② 特例の対象期間(2023年10月1日から2026年9月30日を含む課税期間)が終われば、納税額が増大すること。
- ③ 特例を適用することが必ずしも有利に(納税額が最少額に)なるとは限らないこと。

商工新聞長岡版5・22号等を参照

本則課税と簡易課税の違いも含め、参加者から「一回で理解するのは難しい。また学習会を行う必要がある」との声がありました。小規模事業者に負担を迫るインボイスに実施反対の声を上げ続ける一方、免税事業者からインボイス発行事業者(II課税事業者)にならざるを得ない場合は、本則課税と簡易課税の選択、「2割特例」の適用について考えましょう。学習会終了後は懇親会を行い、楽しいひと時を過ごしました。



長岡民商定期総会の「案内

長岡民商は、左記のように第61回定期総会を開催します。

定期総会の目的は、次年度に向けて活動の重点を決め、運動方針実践の先頭に立つ役員を選出することです。

過去3年間はコロナ禍の影響により規模を縮小して開催しましたが、今年は4年ぶりに懇親会も行う予定です。仲間同士、楽しく話らいましょう。誘い合って、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

1 日時・会場

7月9日(日) 13時~15時30分頃

東泉閣(長岡市柏町2丁目3-11)にて

※終了後、懇親会を行います。

2 懇親会の参加費

5000円(民商から10000円の補助、支部によっては補助があります)

3 参加締め切り

7月5日(水)までに

支部役員、または事務局までご連絡をお願いします。



上半期分源泉所得税相談会

源泉所得税を上半期分まとめて納める事業所を対象に、左記のように相談会を行います。

長岡民商事務所で行う相談会については、ご予約のうえお越しください。

1 長岡民商事務所で行う相談会

7月3日(火)または7日(金)

いずれも午前10時~午後4時(予約制)

2 小国支部で行う相談会

6月30日(金)午後2時~午後4時30分

片桐三郎支部長のお宅にて

1・2共通 筆記用具・電卓・資金台帳等、源泉徴収に関する資料一式等をお持ちください。